

総行公第30号
総行給第11号
平成22年2月25日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課扱い）
各都道府県人事委員会事務局長
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各指定都市人事委員会事務局長
和歌山市・熊本市・特別区人事委員会事務局長

） 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長

総務省自治行政局公務員部公務員課
給与能率推進室長

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律における地方公務員法の一部改正に伴う条例参考例の送付について（通知）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成21年法律第86号）が平成21年11月30日に公布され、同法の中で、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）について一部改正が行われ、平成22年4月1日から施行されることとなっております。

つきましては、地公法の施行に伴い、改正する必要がある下記条例参考例を別添のとおり作成しましたので、参考までに送付します。

また、条例等の改正に際しては、下記事項のほか、平成21年12月2日付け総務副大臣通知及び別途送付している人事院規則等の改正内容を踏まえ、適切な措置を講じられるようお願いいたします。

おって、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は地公法第59条（技術的助言）に基づくものです。

記

1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（案）（平成6年8月5日自治能第65号）

（1）時間外勤務代休時間の新設に係る改正

（第10条の2：時間外勤務代休時間）

- ・ 任命権者は、職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定により、月に六十時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げて時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（時間外勤務代休時間）として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる規定を新設（第1項）
- ・ 時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない規定を新設（第2項）

（第10条の3：育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

（第10条の4：育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

- ・ 時間外勤務代休時間の新設による条ずれ

（第12条：休日の代休日）

- ・ 代休日として指定できる勤務日等から時間外勤務代休時間が指定された勤務日を除外することを規定（第1項）

（2）給与条例の引用に係る改正

（第3条：週休日及び勤務時間の割振り）

（第17条：介護休暇）

2 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（案）（昭和41年6月21日自治公第48号）

（第2条：職員団体のための職員の行為の制限の特例）

- ・ 給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる期間に時間外勤務代休時間を追加

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（案）（平成12年7月12日自治

公第 16 号)

(第 5 条：第 1 号任期付研究員の裁量による勤務)

- ・ 時間外勤務代休時間について、適用しないとするを規定（第 3 項）

(注) 改正に係る留意事項について

- ・ 時間外勤務代休時間に関する条例の改正は、①月に六十時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げること、②時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該引上げ分に係る時間外勤務手当の支給を要しないこと等を定める給与条例の改正と併せて行う必要があること。
- ・ 地方公務員には、労働基準法第 37 条第 1 項の規定が直接適用されることから、上記の給与条例の改正に当たっては、公務の運営上の必要性等から、やむを得ず同一週を超える期間において週休日の振替等を行った結果、職員が 1 週間の法定労働時間を超え、かつ、あらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間については、同法第 37 条第 1 項ただし書の「当該延長して労働させた時間」に該当することに留意すること。
- ・ 時間外勤務代休時間の指定単位については、国家公務員における超勤代休時間の指定単位の取扱いを踏まえ、適切に措置すること。